

○議長（茅沼隆文）

それでは、再開いたします。

午後 1時30分

○議長（茅沼隆文）

なお、本日午前中に一般会計の説明を終了しておりますので、本日午後の特別会計の説明には関係する方々のみの出席を求めており、それ以外の方々の出席を求めておりませんので、ご承知おきください。

それでは、日程第2 認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、読み上げます。

認定第2号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

平成27年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

決算書の165ページをご覧いただきたいと思います。165ページでございます。  
国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額。

歳入、歳入予算現額16億5,758万5,000円、歳入決算額16億7,299万5,133円。歳出、歳出予算現額16億5,758万5,000円、歳出決算額15億4,775万4,052円。歳入歳出差引額1億2,524万1,081円、うち基金繰入額0円。

平成27年9月4日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。1款の国民健康保険税から11款諸収入まで。続いて、170ページをお開きいただいて、歳出、1款の総務費から172ページの11款予備費までございます。歳入歳出差引残額は、1億2,524万1,081円となります。

では、詳細を説明させていただきます。決算書の説明資料340ページ、341ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。26年度の歳入決算額合計は、16億7,299万5,000円でございます。25年度は16億8,755万4,000円でございますので、1,455万9,000円、0.9%の減になっております。25年度は前年度比、24年度比ですが、プラス2.4%でございますので、やや減少している状況にあります。

次に歳出ですが、26年度の歳出決算額合計は15億4,775万4,000円、25年度が16億70万4,000円ですので、5,295万円、マイナス3.3%

となります。25年度は前年度比プラス1.9%でございましたので、26年度は歳入歳出ともに減少しているということになります。

その要因でございますが、歳出においては、一つは被保険者数が減少していること、また、もう一つは医療費の伸びが抑えられたことにより療養給付費が減少していることによるものと考えられます。この結果、見合いの歳入においても昨年度より減少しているということでございます。

歳入の科目ごとに見てまいりますが、構成比の高いものを簡単にご説明しますと、25年度に保険税を改定しました国民健康保険税については構成比として23.2%、決算額3億8,889万5,000円で、25年度との比較では、構成比では0.3%の減となっております。

次に、3番目の国庫支出金でございますが、構成比で申し上げると昨年度より1.7%の減となっております。

次に、5の前期高齢者交付金ですが、決算額が5億3,310万7,000円で構成比で見ますと31.9%、昨年度より2.5%の増となっております。

次に、9の繰入金でございます。決算額1億3,345万6,000円で構成比で8.0%、昨年度より0.4%の増となっております。

続いて、下の歳出でございます。26年度の構成比として一番多いのは、2番目の保険給付費になります。10億4,521万6,000円で、構成比は67.5%になります。昨年度比較ではマイナス4,853万6,000円、比率では0.8%の減となっております。

次の3、後期高齢者支援金等ですが、26年度は2億878万1,000円で構成比13.5%、昨年度比ではマイナス192万3,000円、構成比で見ますと逆に0.3%の増となってございます。

次に、6の介護納付金です。8,463万円で構成比では5.4%、昨年度比で108万1,000円の減、構成比でも逆に0.1%の増となります。

全体的に見ますと、保険給付費、後期高齢者支援金等、あるいは介護納付金、いずれも減少しております、トータルでも3.3%の支出減ということになり、対象者の医療費の減少の結果と考えているところでございます。

その被保険者の状況ですが、341ページの下の経理関係諸比率をご覧いただきたいと思いますが、平均世帯数は2,276世帯、昨年度より34世帯減少しております。また、平均被保険者数は3,993人で、昨年度より77人減少しております。

こちらは年間の平均の世帯数と被保険者数ですけれども、26年度末の世帯数と被保険者数は343ページの下の表をご覧いただきたいと思います。参考ということで記載しておりますけれども、平成27年3月31日現在の加入世帯数は2,239世帯、前年度比マイナス42世帯となっております。うち退職被保険者世帯数は157世帯で、前年度比マイナス47世帯でございます。一般については、差し引いて2,082世帯となり、前年度比プラス5世帯ということになります。

続いて被保険者数ですが、27年3月31日現在の被保険者数は3,892人で、

前年度マイナス 141 人、うち退職被保険者数は 223 人でマイナス 77 人、一般被保険者数は差し引いて 3,669 人、前年度に比べましてマイナス 64 人でございます。このように一般の世帯数は若干増加しておりますけれども、被保険者数は減少している状況にございます。なお、26 年度末の被保険者数の加入率は 23.3 % でございます。昨年度が 24.2 % ですのでマイナス 0.9 % となりまして、国保の加入者が減少している状況がおわかりいただけるかと思います。

続いて、341 ページにお戻りいただきまして、一番上の表、保険税の状況でございます。現年課税分は、調定額 3 億 9,759 万 2,000 円に対して収入額は 3 億 7,416 万 8,000 円、収納率 94.1 % になります。昨年は 93.7 % でございますので、プラス 0.4 % でございます。次の滞納繰越分は、調定額 1 億 162 万 3,000 円に対し収入額は 1,472 万 7,000 円で、収納率 14.5 % でございます。昨年は 15.6 % ですので、マイナス 1.1 % と減少しております。合計では、調定額 4 億 9,921 万 5,000 円、収入額は 3 億 8,889 万 5,000 円で収納率 77.9 %、前年度 78.4 % ですのでマイナス 0.5 % になります。

続いて、所得割と資産割の応能分ですが、課税総額は記載のとおりでございますが、構成比を見ますと所得割が 43.5 %、資産割が 13.5 % となりますので、応能分合計で 57 %、昨年度が 56.7 % ですのでプラス 0.3 % ということになります。

次の被保険者均等割は 25.8 %、世帯別の平等割は 17.2 % ですので、応益分の合計は 43 % でございます。

続いて、中央の表、医療給付の状況ですが、療養費、高額療養費、葬祭費等について、件数、費用額を記載しております。療養の給付件数、費用とともに、昨年より減少している状況でございます。

続きまして、説明資料のほうで詳細にご説明をしたいと思いますので、説明資料の 62 ページ、63 ページをお開き願いたいと思います。なお、経常的なものや少額のものについては省略をさせていただきたいと存じます。

まず、国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税でございます。一番上の一般の医療給付分の現年度の収納率は 93.83 %、昨年度比プラス 0.43 % でございます。

次の一般の後期高齢者支援金分の現年度分は、昨年度比プラス 0.28 %、その次の介護給付金分の現年度分は、プラス 1.12 % となっております。

次に、滞納繰越分でございます。一般の医療給付分についてはマイナス 1.8 %、次の介護納付金分についてはマイナス 0.66 %、次の後期高齢者支援金分はマイナス 2.11 % となります。

なお、退職の現年度分、滞納繰越分につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

次の使用料及び手数料、督促手数料は省略させていただきまして、国庫支出金の国庫負担金でございます。現年度分の療養給付費負担金ですが、一般被保険者に係る療養の給付、療養費、高額療養費等及び介護納付金の納付に要する費用に対し、国が 1

00分の32を負担するものです。昨年度比、マイナス17.7%になります。

次の拠出金負担金ですが、老人医療費拠出金及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対し、国が100分の32を負担するものでございます。前年度比、プラス0.6%となっております。

次に、高額医療費共同事業負担金です。高額医療費共同事業拠出金2,389万1,000円に対する国の4分の1の負担分でございます。

次に、特定健康診査等負担金でございます。特定健康診査等事業の補助基準額592万4,000円に対し、国3分の1の負担分でございます。

次に、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金でございます。国から財政需要及び財政収入におきまして、調整対象需要額が調整対象収入額を超えるときに交付されるものでございます。

次の特別調整交付金は、臓器提供パンフレット、ジェネリック医薬品パンフレット等、特別な事情により支出を行ったことに対し国から交付されるものでございます。

次の療養給付費等交付金、退職者医療費交付金ですが、退職被保険者の医療給付費について、退職被保険者等による保険税を除いた額を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

一番下の前年度精算金は省略させていただいて、次のページ、64、65をお開きください。

前期高齢者交付金でございます。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均加入割合よりも加入割合が高い保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、県支出金、県負担金、高額医療費共同事業負担金です。これは、高額医療費共同事業拠出金2,389万1,000円に対する県の4分の1の負担分となります。

次の特定健康診査等負担金は、事業補助基準額592万4,000円に対する県の3分の1の負担金でございます。

次に、県補助金、財政調整交付金、普通調整交付金です。一般被保険者に係る療養給付費等負担金の算定額の100分の8相当分で、こちらは前年度比でマイナス3.4%となっております。

次の特別調整交付金ですが、県から収納率の向上、医療費の適正化、適用適正化、財政健全化メニューに規定された特別な事業を町が実施した実績に基づき交付されるものでございます。こちらは前年度比でプラス29.6%と、大幅に増加をしております。

続いて、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございます。交付基準額80万円を超える医療費を対象に、県の国民健康保険団体連合会から2分の1が交付されるものでございます。

次の保険財政共同安定化事業交付金ですが、30万円を超える医療費の一定部分が交付対象となるもので、交付基準額の100分の59が国民健康保険団体連合会から交付されております。

続いて、繰入金、他会計繰入金になります。一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するために、税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて町に国・県から補填された分を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるものでございます。前年度比で19.2%、金額では571万9,286円の増となっております。

次の保険基盤安定繰入金保険者支援分ですが、国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するため、低所得者を多く抱える市町村に対し支援された分を一般会計から特別会計に繰り入れているもので、こちらも前年度比31.3%の増となっております。

一つ置きまして、出産育児一時金等繰入金です。出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れております。

次に、財政安定化支援事業繰入金です。所得が少ない被保険者が多く居住するとの理由で国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のため、一般会計から国保特会に繰り入れたものでございます。

次のその他一般会計繰入金ですが、医療費の増大に対応するために一般会計から特別会計のほうに繰り入れるもので、いわゆる法定外の繰入金となっております。昨年度比ではマイナス11.5%、金額で申し上げて733万6,540円の減となっております。

以下、繰越金等は省略をさせていただきたいと存じます。

次のページ、66、67をお開きください。

歳出でございます。総務費の一般管理費でございます。国保運営に必要な書籍等の購入、電算共同処理経費、レセプト点検員の賃金等を支出している経費でございます。

次に、連合会負担金です。神奈川県国民健康保険団体連合会に対する負担金を拠出しております。

次の賦課徴収費でございますが、6月に賦課決定をしている納税通知書の印刷・送付及び収納処理を行う経費でございます。

一つ飛ばせていただいて、保険給付費になります。療養諸費、一般被保険者療養給付費です。一般被保険者に対しての療養の給付を行う経費でございます。被保険者の受診件数でございますが、6万6,293件、前年と比べて0.3%の伸び、金額では逆に2,383万7,691円の減となっております。

その下の退職分ですが、退職被保険者に対して給付を行っているもので、5,080件が対象となっております。

続いて、一般被保険者療養費支払事業費です。一般被保険者に対して医療費の償還払いや柔道整復師の療養費用額の療養費給付を行っております。件数は978件でございます。

また、その下の退職分は85件でございます。

一つ置きまして、一般被保険者高額療養費支払事業費です。こちらは、一般被保険者の医療費の自己負担分について、月単位で一定の限度額を超えた場合に、その超え

た分についての現金給付を行うものです。件数は1,674件、前年と比べて3.4%の増、金額ではマイナス7.7%、740万7,988円の減となっております。

次の退職分は、100件の支払いを行っております。

一つ置きまして、出産育児一時金支給事業費です。これは、被保険者が出産した1人に対して、一時金を1人当たり42万円を限度に支払いをするものでございます。昨年は15人でしたので、若干減少している状況です。

一つ置いて、葬祭費支給事業費です。被保険者が亡くなられた際、葬儀を行った方に対して1件7万円、25名分を支給しております。昨年は27人でございましたので、若干減少という状況です。

次の後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度の保険給付費等に充てるために保険者が加入者に応じて拠出金を負担するものでございまして、こちらは前年と比べて0.9%の減となっております。

次の前期高齢者納付金ですが、65歳から74歳までの前期高齢者が国民健康保険に多く加入していることから、負担の不均衡を調整するために各医療保険者が加入者に応じて負担を行うものでございます。こちらは、昨年度比でマイナス24.3%となっております。

一つ置きまして、介護納付金納付事業費です。介護保険制度を円滑に運営するため、国民健康保険の保険者としての納付金の拠出を行っているものでございます。昨年度比、マイナス1.2%になっております。

その下の共同事業拠出金、高額医療費拠出金支給事業費でございます。高額医療費の支払いによる保険者の財政負担の緩和を図るために、保険者間の相互共済を目的として国民健康保険団体連合会へ拠出金を支払うものでございます。

一つ置いて、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業費でございます。県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るために、30万円を超える医療費について国民健康保険団体連合会へ拠出金の支払いを行っております。

次のページをお開きください。

保健事業費、特定健康診査等事業費でございます。40歳から75歳未満の被保険者に対して、特定健康診査、特定保健指導を行うための経費でございます。平成26年度特定健康診査の受診状況でございますが、人間ドックを含めて1,034名で、受診率は37.8%でございました。昨年度は35.9%でございますので、プラス1.9%となっております。

次に、保健普及費です。医療費適正化事業として、医療費の費用額等について年に4回、通知をしております。また、162人に対して人間ドックの助成を行いました。さらに、ジェネリック医薬品の活用に関するパンフレット等を購入して周知に努めているところでございます。

次の諸支出金につきましては、還付、精算、基金への積み立て等、資料記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

最後に、決算書に戻っていただきまして、198ページをお開きいただきたいと思

います。決算書 198 ページ、実質収支に関する調書でございます。

区分、金額でございますが、1、歳入総額 16 億 7, 299 万 5, 000 円。2、歳出総額 15 億 4, 775 万 4, 000 円。3、歳入歳出差引額 1 億 2, 524 万 1, 000 円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は 0 です。5、実質収支額は 1 億 2, 524 万 1, 000 円となります。

ご説明は以上になります。